

に対する処置を尋ねましたところ、向こうから、どうも、会社の技術者としても、こうなると全く手の下しようがありません。消火のための泡沫消火剤はあるけれども、水が全然ないから使いたいものにならぬ、平素から消火の設備といふものは万全を期してあるけれども、これも電気がとまってしまったのでは、その設備を動かすことすらできぬ、いまこういう状態のもとではどうにもならぬので、自治大臣の善処を待つと、こうしたことございました。

自治大臣の善処と申されましても、なかなか、私も着いたばかりで、この火が消せるわけのものでありますので、すぐに、やつと警察電話だけが、全部だめになつておりまするけれども、東京へ通ずるものだけが残つておきましたので、消防庁の長官を呼び出しまして、協議をいたしました。すぐ化学消防の薬剤を送ります、それから技术者も送ります、明朝は到着をいたしましたからといふこと、それからまた、その後、米軍にも協力方を要請いたしました報告が私の手元に入りましたのは、けさの三時前でございます。

とにかく、八方知恵をしほつてこれを消さなければならぬ、これが第一の要求であつたわけです。

その後、ただいままでに至るまでの経過は、大体、まだ燃え残つておるタ

ンクが若干あるわけございます。何せ二十万トンという油は、たいへんなものでございまするので、なかなか処理は容易ではない。しかし、どうも、私が向こうを出発しましたあとで到着いたしました薬剤も、あまりに火が大きいために、あまり効果を發揮していない。しかも、その次のタンクに延焼す

るという危険があるので、これは八時から破壊消防に入つたという報告が、実は先ほどまいりました。と申しますのは、市の消防課長に、私、直接申しまして、とにかく、どのタンクが全部

爆発しても、一人も住民が死なぬよう緊急避難の措置だけはすぐやります

さいということで、それは、やつてもらいました。昭和石油のタンクだけでは

なくて、付近には火力発電所のやはり四万トンも重油が入つておるタンクもありますし、これを溢湯の状態である

と聞きました。その付近にはいろいろなこういう危険なタンクがあるわけでございますので、そういうものに

この火が入りました場合の人命に対する配慮だけは、十分に私やかましく申

しまして、いたした次第でございます

が、どうもただいまの状態から見ますと、民家のほうへ逐次延焼していく危

険があるし、これらのタンクが全部爆発いたしますと、埠頭一帯はおそらく

だめになるだろうといふ予想がされま

すので、おそらくは破壊消防に入つた、かように判断をいたすわけでござ

りますからといふこと、それからまた、その後、米軍にも協力方を要請いたしました報告が私の手元に入りましたのは、けさの三時前でございます。

それから、いろいろなあの損害復旧のことについて、もう矢つきばやにいろいろ御要求がござりますけれども、まあ、きのう起つた地震でもあ

りますし、いまその復旧に何百億円要るという議論をしている時期ではございませんので、とりあえずどうすればいいといふことをを中心といたしま

すが、実は、けさほど私が出發いたしましたが、なおやはりこの

判断をいたしましたが、なおやはりこの

ことについて、もう矢つきばやにあります。この二点だけを、私としては、急速、知事も、市長も、警察本部長もおりませんから、その代理といふ意味で、私ががわって、何がしかの御注意をいたした

わけでござります。

何といっても、民心安定ということ

が一番大事でございます。通信機関も、交通網もみなとだえているわけでど

うに、私どもは見た次第でございま

す。

実はこの席で、本部長でござい

ますので、正式に河野本部長のほう

で、ぜひ他の地域からということでござりますので、ちょうどすぐに中央

では政府のほうで防災会議が招集されおりまして、河野大臣が本部長にな

られたといふことを、私は機上で承知をいたしておりましたので、すぐ河野

大臣と連絡をとりまして、この自衛隊をもつと投入していただくこと。それ

から、この資材のうちで特に急ぐただいまの儀の手配を実は電話でお願いをいたしまして、快諾を得た次第でござ

ります。とりえず向こうのほうに

は、この高田の自衛隊は全部ここに投

入する。それから豊川の施設部隊も実

はお願いする、そうして入れていただき

ます。と、ついでに、向こうのほうに

仙台、酒田、相川の各地で、震度五、つまり昨日午後一時過ぎ、新潟県村上市沿

岸付近を震源地として発生し、新潟、

福島、酒田、相川の各地で、震度五、つまり昨日午後一時過ぎ、新潟県村上市沿

官 報 (号 外)

た、車両の通行は、国鉄も入れません。それで、もう急にストップいたしましてたたかでござります。その後、被害地域全般を通じて、逐次状況の把握ができるまでござります。最初、それぞれの機関との連絡が全くそれぬ状態で数時間が過ぎたわけでござります。その後、被害地域全般を通じて、逐次状況の把握ができるまでござります。しかし、あまり例のない事故でござりまするので、現地としては非常に困つております。昨夜はおそらく關係者は一睡もいたさないで、血走つたまま、けさもばたばたしておるところから、水もない、電気もないといふことですから、消火ということについて全くお手あげの状態。油が燃え尽きるのを待つ。まあ油の二十万トンからもののが燃え尽きるのは、いつの日かわかりませんけれども、ただいまでもどんどん炎上している。さらに危険が去らぬという状態でござります。これに対しまして、もちろん県といつしましては一応の対策を立てております。一番困りますのは、水がありますので、私、見て回りましたが、できるだけのトラックをかき集めまして、それにドラムかんを積んで、それにもらつて歩いておる状態でござりますが、これは、えとして伝染病のもとにとまりますので、この防疫ということについては十二分の注意をいたしておりますけれども、きょうは、実は小林厚生大臣も私と入れかわりにこにお着きになりますので、そういう

のと、私は考えております。それから、特に現地のほうで痛烈な要望がありましたのは、ただいま防災本部のところで申し上げましたとおりでございますが、つまり緊急要望事項といったましましては、水道施設が決壊しておるので、給水不能のため、給水のためのタンク車四トン積み百台を早急にお手配願いたいということ、一番目は、水道の応急復旧資材として、送配水管六百ミリメートルのもの一キロの確保を願いたい。あるいは僕十五万俵、また、米を応急用としてとりあえず二百トン程度必要とするので、壳剥措置を講ぜられたい。先ほどもありました乾パンも、さしあたり一万食分だけは大至急に送つてもらいたい。それから七輪、こんろ五千個とか、あるいは、ろうそく二十五万本、あるいは機中電灯五万本、簡易組み立て橋梁五百八十八メートル分、ロードマット、これも千メートルの幅六メートルのものあつせんを願いたい。こういうふうな、とりあえずいま必要だといふものを、私は聞いて歸つたわけでござりますが、これは即刻電話をもって、また河野本部長のお手元に届いておりまして、河野本部長のもとで着々とこの措置については進めていただいていると、私は承知はいたしております。

況はどの程度に相なっておられまするか。また、このたびは全然予知できず、したがつて、対策もなかつたのかどうか。今後予測と予防に関している考慮を払われんとするのであるか。この点も伺つておかなければならぬのでござります。

次に、國係各大臣に伺つて、さらには要請をいたしたいと思うのであります。市内における昭和石油のタンクが炎々と燃え立ち、一時は全く処置がなかつたのであります。幸いに米軍のヘリコプターから薬剤の散布がありまして、おくればせながら落ちつきを見せたと報告されておるのであります。一体わが国では、ヘリコプターはある、薬剤もあるはずだ、ただし、これに関連する設備と訓練がなかつたものと推察いたすのであります。こういうよくなないことぐらいは、せひひとつその用意があつてしかるべきものと思ふのであります。今後のお考えを承つておきたいのであります。

次に、不幸にしてわが国におきましては災害のたびごとに必要物資がはなはだしく値上がりを見るのであります。が、暴利取締令のない今日、行政措置以外にこれを抑制する方法はないと思ふのでござりますが、このたびはいかなる行政措置をとつて万全を期さるるおつもりでござりますか。この点も伺つておきたいのであります。

次に、交通、通信、電気、これらはどうぞ壊滅をいたしておるのでござりますが、これが対策を具体的に承りたいのであります。

次に、罹災者の税の減免猶予の問題を大蔵大臣はいかがお考えに相なつておるか。また、金融の問題についてはどう対処なさらんとするのか。また、場合によつては予備費の支出が必要となるとも想像されるのでござりますが、この点はどのようにお考えでありますか。なお、大蔵省としての最大限の措置について、この際、明らかにしていただきたいと思うのでござります。

次に、自衛隊のことについて一言つけて加えたいのであります。新潟県から私の私どもに対する報告によりますれば、自衛隊が県の要請に基づきましていち早く出動されまして、非常な有効なる活躍をされたということでありまして、私は、この機会に、自衛隊の方々に限りなき感謝の念をささげますとともに、先刻赤澤自治大臣の御報告の中にもありましたように、必要とあらば、今後大量に御派遣を賜わりたいことを希望いたしますところでございま

立派な橋梁の資材をとりあえず五百八十メートル分をお送りを賜わりまして、橋によつて地域住民が交通でできまつするように急速に御手配を賜わりたいと存するのでござります。

私は、主として新潟県の実情にかんがみて質疑をいたし、お願いをいたしましたのでございますが、山形県といふ、その他の地域といふ、その程度の差こそあれ、相当の被害を受けておりますことは現実でございます。どうか政府におかれましては、直ちに自治大臣を派遣され、厚生大臣を派遣され、対策本部をお設けに相なりましたこの速度をすつとお受けを賜わりまして、完全に今回の大災害に対し対処されんことを心から希望いたしまして、質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君答壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 今回の新潟地震によりまして、新潟県をはじめとし、山形、秋田両県にわたる被害に対しまして、私は罹災者の方々に、衷心よりお見舞い、御同情を申し上げる次第でござります。したがいまして、これが復旧対策につきましては、万全の措置を早急にいたす覚悟でおるのであります。

御質問の第一点の、新潟地域は低開発地域という前提でのお話をございましたが、これは必ずしも低開発地域では申されません。しかし、いずれにいたしましても、重要な地域でございますから、すでに新産業都市に指定いたして、この地方の開発をはかつておるのであります。しかし、この地域開発と災害復旧とは、理論上は別個のものでございます。われわれは、この際、

災害復旧に万全の措置を講ずると同時に、新産業都市の将来のあり方ににつきましては、石油工場の火災でございます。立川より昨夜おそらく七トン余りの化学消火剤を送りました。そうして新潟市におきまして、燃えている所に空中よりドラムかん三個ずついま落としております。八時から始めておりますが、この効果に非常に期待を持つております。すけれども、先ほど赤澤大臣より答弁されましたように、非常の場合を予想いたしましたとして、あらゆる措置をいま講じつたのであります。

なお、暴利取り締まりにつきましては、関係当局で十分注意いたしております。物価統制令第十条によりまして、暴利の取り締まりは現行法でもできることに相なっております。要は、細心の注意をもつて暴利の起ることを未然に防ぐことが必要であると考えまして、措置をとつておるのでござります。

なお、自衛隊につきましてのお話でござりますが、私は昨日午後四時、防衛廳長官に電話いたしまして、舞鶴にて、今朝より乾パンその他の配給を海上自衛隊の手で行なわせておる状況でござります。

なお今後におきましても、対策本部長を督勤いたしまして、各省一致いたしまして、災害の復旧に万全の措置をとる覚悟でござります。

また大蔵関係につきましても、国会の御了解を得まして、午後、大蔵大臣

（拍手）
〔國務大臣河野一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣（河野一郎君） 罹災者の皆さまに心からお見舞い申し上げる次第でござります。
私は本部長いたしまして、また建設大臣いたしまして、これが対策について一通り申し上げたいと思います。
お尋ねにありました物価の問題でございますが、これはいま總理からもお答えいたしました。昨晩おそくまでかかりまして、各省それぞれが対策を立てておりますものを全部調整いたしまして、あまり各省が、かつてがってにやりますと、輸送關係等について列車の取り合いになるとか、その他、物の取り合いになるとかいうことは適当でございませんので、これらの調整を十分にして、所要の物資は万全を期して輸送する、送り届けるということにいたしたいと考えておるのでございまして、それには、まず何と申しましても道路關係が一番大事であるということから、自衛隊の諸君を私は大幅にひとつ御苦労願おうということを考え、自衛隊のほうとも連絡をして、万遺憾なくいたしておるのでございまして、これは現地のほうで必要があれば一必要な程度以上にでも、私の意図するところは、短時日の間に対策もしくは善後処置を終わりたい。それにはなるべく大幅に対策を立てたいという意味で、自衛隊の皆さんにも多少大幅に御足労願いたい、こういうふうな意味合いで当たつておるわけござります。したがつて、物資につきましても、具体的に申し上げますと、たとえば、新

関係は、現地におおむね十五日分はござりますので、配給の状態さえうまくいけば決して食糧には事欠かぬことになつております。しかし、米では何ともならぬ場合がございますので、自衛隊等にありまする乾パン等についてもこれを手当てをして、食糧厅に移しかえをして、これを現地に輸送して配給にこたえるといふようにいたしております。また一面、木材関係につきましても、農林省関係の各営林局にありまする木材をそれぞれ現地に即刻発送するようになりますけれども、木材の輸送は現地に、まだ必要の段階になつておらぬと思いますけれども、木材の輸送は直ちに着手するようにという指令を出しております。こういうふうに、雑貨類において一部上まるものもあるかもしれませんのが、これは輸送されづくくなりりますれば、私は、そう心配はなく、また、十分督励をしてそういうことのないようになつたいたいと考えております。

復する方法はないと思得まして、先ほど申し上げましたように、この道を講じておるのでござります。ただ、お尋ねにもありましたように、地盤の悪い関係から橋がことのほかにいたんであります。せっかく通れる橋も亀裂を生じております。また、橋の取りつけ口が沈下してしまって使用に適せぬということになつておる状況でござりますので、これらについても、すみやかに復旧するよう、ないしは、また木橋を補足するようにといふことの処置をいたすように指令をいたしております。

なお、お尋ねはございませんが、住宅関係につきましては、住宅公団もしくは住宅金融公庫、これらを通じて、資金の融通に事欠かぬように全力をあげて対処するよう指示をいたしました。現地のほうでそれぞれやらせるごとにいたしておりますが、なお、この住宅対策につきましては万全を期したいという所存でございます。

金融、税金のことについては、大臣から詳細にお話があると思いますが、本部長といたしましては、何を申しましても、先立つものは金だ、金のことについて、あまりやかましく言わないで、どんどん払い出し、貸し付けをするよう、現金がないということが一番不安のもとになるから、現金の輸送等についても十分手当てをするよううに指示をいたしておるわけでございまして、一応現在までのところ、現地からの要求につきましては、全部手配を終わつておりますけれども、今後も雪害対策と違いまして、今度の問題は、短期のうちに解決をするという所存で、できるだけ早く善後処

置を終わるという方針で奮励するつも
りであります。
以上お答え申し上げます。(拍手)
〔國務大臣(赤澤正道君)登壇、拍手〕
○國務大臣(赤澤正道君) 所管の点につきましてお答えをいたします。
まず警察でござりますが、これも先ほど申しましたとおりに、民心の安定が一番大事だと考えます。きのうはかなり動搖しておる姿が見受けられました。ラジオでお聞きになつたとおりでござりますし、そこで、地震発生同時に、関係管区警察局長及び関係県警察と無線あるいは有線連絡を用いて連絡をずっとやりましたが、警察庁内に、まず警備局長を長とする新潟地震災害警備本部を設置して、被害情報の収集並びに関係管区警察局及び関係県警察の災害警備実施の指示及び連絡調整に当たりますとともに、新潟県警察に対する照明器材などの支援について必要な措置をとりました。また、関東管区警察局におきましては、同局長を長とする新潟地震対策本部を設置することともに、同局の保安部長等の職員を新潟県に派遣し、効率的な災害警備実施の指揮調整に当たらせております。
大体、私、今朝出ました際には、向こうの空港で、いまの競技場で、大体の報告を聞きまししたが、逐次安定の方向に向かっておるようでござります。
それから、自治省は消防厅も所管いたしております。消防につきましては、ただいま総理大臣もお触れになりましたが、残念ながら、ただいまの瞬間でもなかなか効果的な消防が行なわれておりません。しかしながら、全国的にこういう石油コンビナート的なものがだんだんできておりまして、こう

いう事故が起こりましたときに、大きな災害が予想されますので、消防庁といたしましては、落下方式による消防法、これは本年度から消防研究所で、予算がつきましたので、研究を始めておりますが、まだ世界的にこれは十分開発されたというところまでは、いつおらぬ次第でございます。化学薬品など、昨晩からけさにかけましてずいぶん運び込みまして、いろいろ実施しておりますが、残念ながら一挙に消せるという方法がありませんので、まあ周囲のほうからじわじわと火を消していくくということに役立つしかないのではないか。ただ、爆弾によって一瞬、真空地帯をつくって消すという方法もあるようございますが、これは油田なんかの場合には効果的でけれども、ああいう広範な延焼区域を持つておりますものに対しても、どうも効果がないようでございます。

それから、自治省の財政その他のことにつきましては、これは言うまでもなく自治省としては、總理の指示通りございますし、また大蔵大臣も申されましたが、われわれといたしましては、まだ具体的に数字が全然あがつてしまつておりますので……。しかし、ねと考えておる次第でございますが、そういう心がまえでおるわけでございまます。(拍手)

〔國務大臣綾部健太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣綾部健太郎君 罷災者の各位に対しましては、心から深甚なるお見舞いを申し上げたいたいと思います。

私の所管に関する国鉄その他につきまして、一応被害の状況を御報告申上げ、その対策、見通し等についてお答えいたしたいと思います。

まず、国鉄でござりますが、国鉄の被害の線路名は、赤谷線、磐越西線、白新線、越後線、信越線、羽越線、米坂線、会津線、この八つの線路に被害がありまして、大体、赤谷線は十七日、本日の十二時に開通いたします。それから磐越西線新津—津川間は、本日の二十時に開通の予定でござります。白新線は十八日、すなわち明日十二時に全線開通の予定でござります。それから越後線の柏崎—吉田間は、やはり本日の二十時に開通する予定でござります。信越線、羽越線は、いまなお、被害箇所が非常に多くございまして、開通の見込みが立っておりません。しかし、新津までは本日開通するはずになつております。以上が国鉄でござい

ます。

それから私鉄関係は、羽後交通、越後交通その他、約七ヵ所の私鉄は、大体今朝までにおおむね開通しております。庄内交通、蒲原鉄道、新潟交通等はまだ不通でございまして、開通の見込みは立つておりません。

港湾につきましては、新潟港が非常に地盤が全面的にやられておりまして、岸壁、護岸決壊等、なかなかひどい損害を受けておりまして、一般の船舶をやりまして、その隆起状態を検査いたしまして、船が着けるようになります。その地震によつて港内の起伏が変わつていることを、海上保安庁の測量船をやりまして、その隆起状態を検査いたしまして、船が着けるようになります。努力をいたしました。本日入った情報によりますと、四百五十

ンの船がようやく一隻新潟港に入つた。ということになります。それから秋田港、酒田港、これまた岸壁、堤防等が一部亀裂を生じております。

それから航空関係は、新潟空港の滑走路、誘導路が亀裂を生じて、陥没をしておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じておりますが、一部の滑走路を利生じまして、小型機、すなわちセスナ及びヘリコプターは使えるようない状態にあるのであります。

それから、運輸省といたしましては、直ちに新潟地震対策本部といふものを省内に設けまして、官房長を本部長として、いろいろ情報その他の復旧に關する施策を講じております。

海上保安庁では、巡視船ができるだけ新潟方面に回しまして、ことに「おき」とか「のと」というよくな二隻をもつて、伏木港及び直江津港より、救援物資の輸送、日赤等の緊急対策要員の輸送等に当たっております。

以上が現在における運輸省関係の状態でございます。

なお、この際、先ほど地震といふものは予知できるのかどうかといふことにつきましての御質問がございましたが、本日までの学界のいろいろの情勢は、予知することは困難であるといふことが定説のようになつておりますが、気象庁といたしましては、本年も六億八千六百万円の防災予算をとつてありますからして、今後とも、学界、大学その他と連絡をとりまして、研究をさらに進めまして、かような不幸のことを予知できるように努力するようしております。

なお、国鉄に対しても、今朝、救援物資の無料輸送、建築材その他復旧材の五割引きの輸送をするよう命じております。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○國務大臣(田中角栄君)まず、財政上上の措置に対し申し上げたいと存ります。
鉄道、電信電話施設の応急作業等は現在続けておるわけでございますが、こういふものに対する経費につきましては、年度の第一・四半期でありますので、さしあたり既定経費をもつておいたしまして、状況によりまして予算の移用等の措置をとるといふことも考えております。いやしくも予算上の拘束によりまして救助の作業に支障を生ずることのないようといふ基本的な考え方でござります。
第二は、災害復旧事業についての問題でございますが、被害額の判明いたしましたが、これに見合った十分な財政措置を講じていく所存であります。
それから、地方公共団体等の財政措置の問題でございますが、緊急に応急復旧工事等を行なわなければならぬのでありますから、当面のつなぎ資金が必要といたしておりますので、資金運用部資金の短期融通をいたしたい、このように考えておるわけでござります。
税制の問題につきましては、国税則法、災害減免法等でございますので、この規定を最大限に適用いたしまして、税の申告、納付または徵収期間の延長、申告所得税の予定納税額の額、納税の猶予、給与所得者等に対する租税の減免、被災酒類等の酒税等の軽減等を実施いたしまして、被災納税者に対する措置を講ずることにいたしました。なお、これらの措置につきましては、直ちに国税局長及び

税務署長に指示をいたしますとともに、あらゆる手段を通じまして周知徹底をはかつて、時期を失すことのないよういたしておるわけでござります。
第三は、金融上の措置でございますが、まず、民間金融機関につきましては、現地の財務部、日銀支店及び現地銀行協会等にすでに連絡をいたしてござります。これらの機関が協議の上、まず第一には、小切手、手形不渡り処分等の猶予——各地の銀行協会におきまして、手形交換持ち出し及び不渡り返還の持ち出し期日の延期等を実施することにいたしました。
なお、預貯金の扱い戻しの便宜をはかりますために、通帳とか、印鑑とか、そういうものがなくなった者に対しましては、簡易な確認方法によりまして払い戻す等の措置をとっております。
なお、被害者への融資の配慮につきましては、融資相談所を開設いたしまして、貸し出し手続の簡易迅速化をはかつておるわけでございます。
なお、政府関係中小三機関につきましては、それぞれ職員を現地に派遣をいたしまして実情を調査することにいたしておるわけでございますが、とりあえず罹災中小企業者に対する貸し付け手続の簡易迅速化、既往貸し付けの受け渡しが遅延するところが予想せらるべきで、有価証券の引き渡し累積償還条件の緩和等の応急措置をいたしまして、遺憾のないより指示をいたしておるわけでございます。
なお、証券問題といたしまして、新潟方面から東京、大阪、名古屋市場への売り付け注文につきましては、株式の受け渡しが遅延するところが予想せらるべきで、有価証券の引き渡し累積償還条件の緩和等の応急措置をいたしまして、遺憾のないより指示をいたしておるわけでございます。

除するよううな措置をとつておるわけでござります。なお、証券業者等につきましてのつなぎ融資（受け渡し資金の金融）及び顧客に対する株式担保金融の促進等を日証金に指示をいたしております。

応急の措置としては、以上のよろなことを考えておりますが、先ほど總理大臣より現地実査方を私は命じられました。本日の国会審議に支障のない時間に現地に参りまして、現地の状況をつまびらかにいたしたいと考えておる次第でございます。その上、具体策を樹立をいたしまして、万全を期したいと存じます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 大倉精二君。

〔大倉精一君登壇、拍手〕

○大倉精一君 私は、日本社会党を代表し、あわせて野党各派の立場から、ただいま政府から御報告のありました新潟地震の災害の対策に関する、總理並びに関係各大臣の所信をお伺いをしたいと思うのでござります。

まず、冒頭にあたりまして、今次の地震により、一瞬にして肉親を失い、家財をなくする等、痛ましい犠牲になられた方々に対しまして、さらにはまた、災害地の地方公共団体に対しまして、日本社会党を代表し、さらには、野党各派の名において、深甚なる御同情と心からなるお見舞いのことばを申し上げる次第であります。同時に、一日も早く力強く立ち上がりたいただくことを、心からお祈りを申し上げる次第でございます。（拍手）

さて、ただいま御報告がありましたとおりに、新潟地震は、去る昭和二十三年六月二十六日の福井地方の大震災

て、赤澤自治大臣の御報告のとおり、一瞬にして通信連絡はとだえ、交通は麻痺し、ために、被害状況は知る由もない状態でございまして、逐次その実情が判明するに従い、さらにまた、たゞいま赤澤大臣の御報告にもありますたとおり、その被害の広範かつ激甚なる慘状は、実に目をおおわむるものがあるのです。政府はこの実情を直視して、当面すみやかな人心の安定を回復することを第一義とすべきでありまして、この点は、赤澤大臣も触れられましたことを、私は力強く思つておるのであります。これがためには、この際、拙速をとどとぶ式の思い切つた救済措置をすみやかに講ずべきであると存じます。これなくしては、必然的に人心の不安と混乱を激化し、不測の事態を惹起することをおそれるものであります。

また深刻であることは、想像にかたくあります。災害地における水の対策は、一刻もちうちよすることができない重大な問題であります。が、赤澤大臣の報告によれば、飲料水はとりあえずの措置をやつておいて、なるようであります。政府は防疫対策について、特に水に対しまして、いかなる対策を持ち、かつ指導を行なつておられるか、お伺いをしておきたいのであります。

次に、学校施設に対する被害であります。まだ情報がつまびらかでありませんので、詳しくは判断はいたしませんが、現在わかつておりまする状態は、現状から判断しまするならば、相当ひどいものであります。特に鶴岡における京田幼稚園におきましては、いたいけな犠牲者を出したことは、何ともじらしく、胸の痛む思いを禁じ得ないものがあります。私はこの際、罹災学校施設に対しましては、特に早急なる手当を必要とすることはもちろんであります。この際、老朽校舎に対しましては、これを機会に、抜本的な措置を強く要求するものであります。が、総理の御所見をこの際承つておきたいと思うのであります。

るが、これらの貯蔵施設は、近來とては、都市に増加しつつあるのであります。鶴見に續く今次の教訓が示すところ、一たび、人災あるいは天災地変による不測の事態が発生せんか、その及ぼすところの被害、まさにりつ然たるものを見えるのであります。特に地震であるわが国におきましても、これらの貯蔵に対しまして、ただに平常時における配慮のみならず、非常災害の場合もあわせ考慮し、この際、貯蔵施設の配置について再検討すべきであると思うのでありまするが、御所見を伺いしたいのであります。

次に、建設大臣にお伺いをいたしまます。

まず第一番に、被害地の住宅問題であります。先ほど若干御答弁がありました。応急措置として仮収容等の措置はしておられると存じまするが、特に今次の地震は、鉄筋の建物すら倒壊いたというほどでありますから、一般の住宅の被害の激しさは、想像にかないところでもあります。かつてのアンカレッジの大震災の際、応急にするが、政府はこの際、公営住宅等、災害地の庶民大衆の住宅建設に、従来のワークにとらわれることなく、河野建設大臣の実行力をもつてしまして、田代へいたり切った施策を行なうとともに、面を尽くして万全を期すべきであると申しては、悪質業者による建築資材等の不當な高騰を抑制する等、あらゆる手段をとりまするが、大臣の御所見を伺つておきたいと思うのであります。

次にお伺いしたいことは、新潟にござりますては、新築落成したばかりの後、架設した昭和大橋がもろくも折損したということは、都市における近代建築に対する対応として、一まつ疑惑なき得ないのであります。いま、もし不正確にして、東京に同程度の地震があつた場合、ビル・ラッシュを誇る近代建築による被害の惨状は、いかなる状況になるであろうか、東京都民ひとり一人の不安と疑惑を禁じ得ないところがあるのであります。この際、大臣から、所信のほどを明確にお示し願いたいのであります。

次に、運輸大臣にお伺いいたしました。

災害地における生活物資の確保、心の安定、さらには災害復興の原動力は、交通運輸の確保にあると言つても過言ではないのであります。現地においては飛行場は使えず、港湾また便道ほとんど不能となり、鉄道軌道は寸寸同様の惨状であります。災害地復旧にまずこれから始めなければならぬと申うのであります。運輸大臣はこの重なる使命を担当しておられるのであります。だが、ただいまの大臣の御答弁によれば、何か積極的に具体的が欠けておると私は受け取っておりますが、最高責任者として、具体的にいかなる方策をもつて御推進されるとするものであるか、その方策をお示しを願いたいと思います。

なお、この機会に、気象関係についての政府の施策について一言しておきたいと思います。元来、気象の仕事は非常に地味な部門であります。しかしながら、災害国として名をなすわが國に及ぶる

としては、気象の仕事は非常に重大なる役割りを持つと言わなければなりません。たとえば地震につきましても、強弱の差こそあれ、身体に感ずるもののが大体毎日三回あると言わなければなりません。しかるに政府の気象に関する関心は、何とその場の言いのがれをしようとも、さわめて冷淡である事実は否定できないのであります。今次の地震におきましても、地震計は飛んでしまつて、ものの用に立たなくなつております。さらに一、二の例を申し上げます。ならば、気象観測に欠くことのできない観測用飛行機すら、かつて伊勢湾台風の際、岸首相はみずからその必要性を国会で証言しているにもかかわらず、いまもつて自前のものは持たず、依然として米軍に頼っているというのが現状であります。また、先般チリ津波災害の際に、衆議院本会議におきまして、当時の岸総理大臣は、速記録を見ると、こういふぐあいに申されておられます。「今回の事態にかんがみまして、気象室の内容の整備に関しましては格段の措置を講じていくよ十分努力をいたします。」と、答弁をされておりますが、その後今日に至るまで、政府がいわゆる格段の措置を講ぜられました実績を私は知らないのであります。政府はその後、いかなる格段の措置を講ぜられたか。この點具体的にお示しを願いたいと思うのであります。同時に、總理より、今後の気象行政に対する、うそのない所信を率直に御披露を願いたいのであります。

次に、大蔵大臣にお伺いいたしま

まず、被災地における中小零細商工業者等に対する救済対策であります。

のたまに深刻なる不況に呻吟している
中小零細商工業者が、突如として異常
なる大災害の迫い打ちをかけられたの
でありますするから、いままさに最悪
瀕死の事態に立ち至つてゐるといふこ
とであります。政府は、当面の救済策
として、すみやかに長期低利によると
ころの特別融資をする等、先ほど大蔵
大臣から若干御答弁がありましたが、
この際思い切つた、てこ入れをすべき
であると思ふのでありまするが、重ね
て大蔵大臣の答弁をお願いする次第で
あります。

最後に、罹災地の地方公共団体及び
被災者に対する対策であります。すでに
に總理はじめ各大臣に申し上げたごとく、
今次の大災害に対しましては、ただでさ
え財政困難な地方自治団体が、
その租税負担者が甚大な打撃を受け
た、こういう状態のもとにおいて、自
力でもつて災害対策に当たるといふこ
とは不可能に近いことであります。政
府は、すみやかに応急の財政的措置を
し、地方公共団体の行なう災害対策
を、積極的に指導督励すべきであると
思うのでありまするが、總理大臣並びに
大蔵大臣はいかなる方策を持っておいで
になるか。あるいはまた、自治大臣
も出席しておいでござりまするので、
要求大臣ではありませんが、ぜひとも
御答弁をお願い申し上げる次第であります。

以上をもつて私の質問を終わる次第
であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一
点は、災害対策は早急にやるべきし、
こういふお話、全く同感でございまして、
て、今回の災害に対しましても、政府
は極力早急に片付けてしまう、復旧す
ます。

るよう努力いたしたいと
か。——国会中でございま
いま災害の状況も十分つ
ざいませんし、またこう
やはり現地の状況から申
ま一日内閣を開くという
ないと考えております。
また臨時国会につきま
費その他で財政上の措置
たいと考えております。
他相當ござりますし、ま
各種の法律もできております
だいまのところ、そうち
ております。

伝染病その他防疫の関
ては、お詫のとおりでござ
りますが、これは衛生上
のことで、給水車を早急に
用よう——今朝から東京
までに出発している状
況です。水その他の問題につ
いて、この際は、その復旧
を考えております。万
なる考え方でござります。

また老朽学校施設の整
す。すでに御存じのとお
り九年度より五カ年計画で
の復旧を考えております
して、この際は、その復
旧ができるだけ鉄筋
造り努力いたしたいと考
えます。

また、引火性の強い物
について十分考える必要は
私は通常の場合につきま
ま法で相当監督ができると
考

おるようでござります。現に高速道路等は都市の上に建築いたしておりますが、これらはいずれも、その設計につきましては、そういう点を十分配慮してやつて、いくようにいたしておりますが、新潟の場合につきましては、いろいろその現場の報告を受けますと、橋梁等の設計において欠けておる点が多々あります。あつたんじやなかろうか、住宅等につけても、そういう配慮が足りなかつたのじやなかろうかと思える点が多くあるようござります。したがいまして、これらにつきましては、今後この地震の例を十分勘案いたしまして、全国的にこういう点について再検討をする必要があるだらうと私は考えます。十分これらにつきまして注意をしておられます。なお、信濃川の河口地帯におましても、河口から約四キロ、面積におましてもおおむね五平方キロ、一ドルルにわたりまして、堤防の決壊、沈下等がございまして、水没しになつておられます。これらにつきましては、すなはち、長野、石川、富山三県から、それ五万俵の土俵をお願いいたしました。十五万俵の土俵を集めめて、これを縮み切りをして、これらの水をすみやかに排水をする、排水の手当て等につきましても準備をしてやつておりました。この方面が一番惨状がひどいよろこびます。まず、何しろ、水を止め、かい出すことが先決問題だと考えまして、これらの手当てを一切ございましたが、今日におきましておま大事なことは、いま寸断されてしまう鉄道を早く復旧するということが、

拙速と申しますか、応急の対策として一番大切なことでありますので、国鉄に命じまして、そういうことを指示いたしまして、大体先ほど御報告申し上げましたように、一、二線を除き、新潟駅構内を除ましては、二十日までには大体通するんじやないかというごとを申し上げておきます。

根本策といたしましては、私どもといたしましては、新六カ年計画を、国鉄につきましては、いま命じて調査をしておつて、大体二兆九千億くらいになる六カ年計画を樹立いたしまして、運輸全体について、国鉄全体についてのあり方を検討中でござります。

次に、気象庁の仕事の重要なとすることは御指摘のとおりでござります。予算も、總理が先ほどお答えになりましたように、年々増加しつつあります。そして、この気象が一番必要なのは防災関係でございますからして、防災関係だけの予算を見まして、三十六年、七年、八年、九年と見てみますといふと、三十六年には四億数千万円で、三十七年も四億六千五百万円、三十八年度は五億一千九百万円、本年度は六億八千六百万円と、逐次予算を増加いたしまして、この気象の業務に一生懸命に努力するよう指示しておる次第でございます。(拍手)

【國務大臣田中角栄君登壇、拍手】

○國務大臣(田中角栄君) 先ほども申し上げましたように、災害復旧の財政資金等につきましては、万全の体制をとつつもりでございます。

それから、地方公共団体の資金につきましては、つなぎ資金等が必要な場合、資金運用部資金を短期に融通をするといふことはもちろん、これが必要な資金の確保についても、自治大臣と十分相談しながら、実情に対処してまいりたいと考えます。

社会党を代表して中村委員より、それ
かたな高速運転の列車の安全確保のた
めに本特例法の制定は妥当なものであ
る」として賛成の旨の意見が述べられ
れ、浅井委員よりはさらに、「本法の実
施にあたっては、事故防止と運行の安
全確保に万全を期することも、交通
道徳教育の普及徹底をはかるべきもの
とし、また、本法の適用に際しては、

その第二は、みだりに線路上に物件を置き、または線路内に立ち入った者等に対しても、一年以下の懲役または五万円以下の罰金に処することとなつております。

第三は、走行中の列車に対して物件を投げる等の行為をした者に対しては、五万円以下の罰金に処することとなつております。

委員会におきましては、法案審査の参考に資するため、新幹線の列車の運行の実情及び諸施設について、詳しく現地において視察を行ない、また、審査にあたつては、特例法を必要とする理由、列車運行の安全確保に関する問題等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存ります。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して吉田委員より、「列車運行の安全確保は処罰法の制定のみで達成されるべきものではないのみならず、安全確保のため法制定の必要があるとしても、鉄道営業法の改正が先決であつて、特例法の必要はない。また、特例法の条文はあまりにも漠然としたものであり、大衆運動、労働運動の取り締まりも乱用されるおそれがある等の理由で反対する」旨の意見が述べられました。次いで、自由民主党を代表して谷口委員、公明会を代表して浅井委員、民主

拡大解釈をなし、大衆運動、労働運動等の取り締まりに乱用せざるよう注意すべきである」といふ趣旨の附帯決議案が提出されました。

以上で討論を終わり、直ちに採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、討論中に提出されました附帯決議案について採決しましたところ、全会一致をもつて委員会の決議とするに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もないければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

学校教育法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年五月二十九日
衆議院議長 船田 中
參議院議長重宗雄三殿

学校教育法の一部を改正する法律
案
学校教育法の一部を改正する法律
二十六号) の一部を次のように改正する。
第四条中「及び夜間その他特別の時間」を「夜間その他特別の時間」に、「並びに通信による教育」を「及び通信による教育」に、「並びに大学の学部及び大学院」を「大学の学部及び大学院並びに第六十九条の二第二項の大学の学科」に改める。
第六十七条中「第五十七条第二項に規定する者を第六十二条の大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」に改める。
第六十九条の次に次の二条を加える。
第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。
前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。
前項の大学は、短期大学と称する。
第二項の大学には、第五十三条及び第五十四条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
第二項の大学には、学科を置く。
第二項の大学には、夜間に置いて授業を行なう学科を置くことができる。
第二項の大学を卒業した者は、

監督庁の定めるところにより、第五十二条の大字については適用しない。
第六十二条及び第六十三条の規定は、第二項の大字については適用しない。
第一百九条及び第一百十条を次のように改める。
第一百九条及び第一百十条 削除
附 则
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の学校教育法（以下「旧法」という。第一百九条第一項の規定による大学は、改正後の学校教育法（以下「新法」という。第六十九条の二第二項の大学として設置されたものとみます。）
3 この法律の施行の際現に旧法第一百九条第一項の大字に置かれている学科については、新法第四条の規定による設置の認可を受けることと要しない。
(日本学術会議法の一一部改正)
4 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項第一号中「同法第一百九条第一項の大学」を「短期大学」に改め、同項第一号中「学校教育法第一百九条第一項の大学、同法による高等専門学校」を「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校」に改める。
(私立学校法の一部改正)
5 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「大学院」

の下に「短期大学の学科」を加え
る。

第三十条第一項第三号中「高等
専門学校」を「短期大学及び高等專
門学校」に改める。

(学校法人の寄附行為変更の経過
措置)

6 この法律の施行の際学校法人の
設置する旧法第九百九条第一項の大
学に現に置かれている学科の名称
又は種類については、当該学校法
人は、できる限りすみやかに、寄
附行為をもつて定めなければなら
ない。この場合においては、寄附
行為の変更につき、所轄庁の認可
を受けることを要しない。

(国民年金法の一部改正)

7 國民年金法(昭和三十四年法律
第二百四十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第七条第二項第八号中「同法第
五十四条に規定する大学の夜間の
学部」の下に「若しくは同法第六
十九条の二第六項に規定する短期
大学の夜間の学科」を加え、同号
ロ中「これに相当する國立の學校」
を「同法第六十九条の二第二項に
規定する短期大学並びにこれらに
相当する國立の學校」に改める。

短期大学に於ける暫定規定を削除し、本則の大学の章の中に於いて、短期大学の目的、修業年限、学科組織等について規定を設け、短期大学を大学のワク内において制度的に安定させることとしております。

また、短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることを明確に規定し、その性格を明らかにするとともに、その修業年限についても、従来どおり二年または三年といたしております。

委員会におきましては、高等教育制度としての短大の位置、短大の充実その他各般にわたり熱心な質疑が展開されました。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局、別に討論もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

共一册上卷

○議長(重宗・雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律
和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

までの各月の掛金を添えて”を削り、
同条第四項中“その日”を“その日、
第五号に掲げる事由に該当するに至
つたときは納付済みの掛金に係る
最後の月の翌月の初日”に改め、同
項第二号中“組合員”であつた期間と
任意継続組合員であつた期間とを合

たときは、その旨を、退滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

「職員」というに改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「職員」を「者」に改める。

第十五条第一項中「前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当し算した期間（次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。）」を「組合員期間」に改め、同項第五号中「掛金を納」を「掛金」第五十六条第三項の規

おいて準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組合員」の下に「又は任意組合員」と加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とする。

第二十条第二項中「組合員である」を削り、同条第五項中「組合員たる」を削り、「日、週その他月以外の一定期間ににより支給される給与については、」を「日により支給される給与については、」に改め、同条第六項中「属する月」の下に「(組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者については、その翌月)」を加え、「職員となつた者」を「引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者」に改め、同条に次の二項を加える。

11 組合員の給与月額が、第三項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受けた他の職員の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認め

12
て算定する額をこれらの規定による該組合員の給与月額とする。
組合は、組合員の標準給与を定め、又は改定したときは、その旨を当該組合員に係る農林漁業団体に通知しなければならない。
第二十二条第一項中「最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)の五年間」を「給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に相当する額とし、平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第二項中「組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)の全期間」を「組合員期間」に改め、同条第三項中「組合員であつた全期間」を「組合員期間」に、「五年」を「三年」に改める。
第二十三条を次のように改める。
(年金の支給期間及び支給期月)
第二十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分を支給す

2
年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、
その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日
の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらのが同じ
月に属する場合には、支給を停止しない。

3
年金である給付の額を改定する
事由が生じたときは、その事由が
生じた日の属する月の翌月分から
その改定した金額を支給する。

4
一年金である給付は、毎年三月、
六月、九月及び十二月の四期に、そ
れぞれその前月までの分を支給す
る。ただし、その給付を受ける権利
が消滅したとき、又はその支給を
停止すべき事由が生じたときは、
その支給期月にかかわらず、その
際、その月までの分を支給する。

第二十三条の次に次の一条を加え
る。

(退職給付と障害給付との調整)
第二十三条の二 退職年金と障害年
金とを支給すべき事由に該当する
ときは、当該給付を受ける者に有
利ないすれか一の給付を行なうも
のとする。

2 障害年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金を受ける権利を有する者には、障害一時金は、支給しない。

第二十四条の見出し中「遺族年金」を「遺族給付」に改め、同条第一項本文中「遺族年金」を「遺族給付」に、「並びに子」を「子」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、子又は孫については、組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時十八歳未満でまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第二の上欄に掲げる程度の處置の状態にある者に限る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第一項を次のように改める。

第二十六条に次の二項を加える。

3 先順位者となることができる者は、第二十四条第一項本文に規定する順序とする。

第二十六條ととなることができる者がそ

の他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十一条から前条まで」を「第二十四条、第二十六条及び前条」に、「支給する」を「支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する」に改める。

第二十九条中「市町村職員共済組合」の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。

第三十条第一項中「遺族給付は」を「遺族給付(第二十八条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。)は」に改める。

第三十一条中「遺族」の下に「(第二十八条に規定する相続人を含む。)」を加え、「給付金から」を「当該給付金から」に改める。

第三十二条第一項中「生じた」を「生じた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所

四三、五〇〇円以上	五六、五〇〇円未満
四六、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
四五、五〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
四九、五〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満
五三、〇〇〇円以上	五六、六〇〇円未満
五五、五〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
五六、五〇〇円以上	六五、六〇〇円未満
六一、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
六六、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
六五、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満

第一七級	七一、〇〇〇円以上
第二八級	七五、〇〇〇円以上
第二九級	八〇、〇〇〇円以上
第三十級	八五、〇〇〇円以上
第三十一級	九〇、〇〇〇円以上
第三十二級	九五、〇〇〇円以上
第三十三級	一〇〇、〇〇〇円以上
第三十四級	一〇五、〇〇〇円以上
第三十五級	一一〇、〇〇〇円以上
銀	一〇七、五〇〇円以上

の他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者こ

ついては、前二項の規定は、その

第二十一条第一項及び第二項中
生じた日から適用する。

第一「十四条から前条まで」を「第一

「四条 第二十六条及び前条」に「支給する」を「支給し、支給すべき

道族がないときは、当該死亡した者

第二十九条中「市町村職員共済組

の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。

第三十条第一項中「遺族給付は」を

遺族給付（第二十八条の規定により
支給するその他の給付に係る支払未

消の給付を含む。以下この条及び第

二十二条第三項において同じ。) は、
前項の規定によるものとし、

第三十一條中「遺族」の下に「(第一)

十八条に規定する相続人を含む。」】

並から」に改める。

第三十二条第一項中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の二項を

加える。

時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所

昭和三十九年六月十七日

在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができる。これが死亡した日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者は、その者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるものとし、組合員又は組合員であつた者は、組合員であつた者

二 遺族給付を受けた権利を有する者らち先順位者又は同順位者

第三十四条中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その額の限度で、給付をしないことができ

第三十六条第一項及び第二項を次のように改める。

組合員期間が二十年以上である組合員が退職したとき、又は任意組合員が第十七条第六項第二号に規定する事由に該当したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に満たない場合は、その支給を停止する。

退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、その額にそのこえる年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。）一年につき平均標準給与の年額の百分の一・

五に相当する額を加算して得た額）とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないとときは、

三万五千五百二十円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をこえるときは、

は、当該金額とする。

第三十六条第三項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第四項」及び第四十六条第三項に改め、同条第四項中「障害年金を受ける権利を有する者を除く。」が別表第二」を「が別表第二の上欄」に、「規定にかかるわざ、その者に退職年金を支給する」を「規定による停止は、行なわない」に改める。

第三十七条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は、」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（当該退職年金の額について前条第二項ただし書の規定の適用があつた場合に該当するに至つた日）に該当したとき、又は該当した時以後に次の各号のいずれかに該当し、又は該当するに至つたときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十八条第二項第二号中「前条第四項」を「前条第三項」に、「資格喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第三項中「資格の喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十九条の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日」を「当該退職一時金の給付を受けた者については、同項の障害年金を受けることとなつた日」を削除して得た額より少ないとときは、その支給を停止する。

第三十七条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定に該当する資格の喪失」を「前項の退職又は任

第三十七条に次の二項を加える。

3 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、

（前条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、

前条第二項ただし書（平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその規定額とする。

第三十七条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職した場合又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上ある者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十九条次に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、当該各号の死亡に至るまでの障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務（以下「職務」という。）により病気により負傷した組合員、その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務上傷病」と総称する。）の結果として、退職した時に別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内に同様に掲げる程度の障害の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請

条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項の規定に該当する資格の喪失が二回以上ある」を「給付事由が二回以上生じた」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後」を「退職一時金の給付事由が生じた後」に改め、同項第二号中「前号に規定する資格の喪失があつた」を「退職一時金の給付事由が生じた」に改め、同条第二項中

「の前日第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日」を「前日第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日」を削除して得た額より少ないとときは、その支給を停止する。

第三十八条第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上ある者が退職したとき、又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上ある者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十九条次に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、当該各号の死亡に至るまでの障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務（以下「職務」という。）により病気により負傷した組合員、その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務上傷病」と総称する。）の結果として、退職した時に別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内に同様に掲げる程度の障害の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請

第六項」を「第三十七条の二第五項」に、「支給に係る資格の喪失が二回以上ある」を「給付事由が二回以上生じた」に改める。

第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後」を「退職一時金の給付事由が生じた後」に改め、同項第二号中「前号に規定する資格の喪失があつた」を「退職一時金の給付事由が生じた」に改め、同条第二項中

「の前日第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日」を「前日第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日」を削除して得た額より少ないとときは、その支給を停止する。

第三十八条第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上ある者が退職したとき、又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上ある者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十九条次に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、当該各号の死亡に至るまでの障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務（以下「職務」という。）により病気により負傷した組合員、その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務上傷病」と総称する。）の結果として、退職した時に別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内に同様に掲げる程度の障害の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請

り、同条第四項中「第三十七条の二

第六項」を「第三十七条の二第五項」に、「支給に係る資格の喪失が二回以上ある」を「給付事由が二回以上生じた」に改める。

二 組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後、職務によらないで病気にかかり、又は負傷した者、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務外傷病」と総称する。）の結果として、退職した時若しくは任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第二の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にあるとき、又は退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年以内に同欄に掲げる程度の废疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請求があつたとき。

一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時とし、これらとのときに当該傷病のための給付又は療養費の支給を受けている者でこれらについて健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はなおならないがその期間を経過した時とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合員が審査会の議に付することを適當と認め、かつ審査会においてその廃疾が職務上傷病によることが顕著であると認決したときは、そのときから、障害年金を支給する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(障害年金の年額)

第三十九条の二 前条第一項第一号の規定による障害年金(以下「職務による障害年金」という。)の年額は、廃疾の程度に応じ平均標準給与の年額に別表第二の中欄(中欄)に掲げる率を乗じて得た額(組合員の期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないとときは、当該金額とし、その額が平均標準給与の年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 前条第一項第二号の規定による

障害年金」という。)の年額は、廢疾の程度に応じ平均標準給与の年額に別表第二の中欄(同)に掲げる率を乗じて得た額(組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十条中「当該廢疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に」を当該廢疾に係る病氣若しくは負傷があつた後最初に退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年を経過する日までに「、「その期間経過後一月内までに」を「その期間の経過後一月を経過する日までにその者の」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十一条組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廢疾があるときは、第三十九条第一

項各号の病気又は負傷によらないものと除き、職務による障害年金とし、と職務によらない障害年金との割合に応じ、これらの障害を併合したものに応じ、これらは、この程度を前三条に規定する障害の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、職務上傷病による障害と職務外傷病による障害があるときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによること。

一 当該年金の基礎となるべき障害の程度は、職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなして、これらを併合した障害の程度による。

二 当該年金の第三十九条の二第一項の規定による額は、同項の規定にかかるわらず、職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合して算定した障害年金の額（当該職務上傷病による障害の程度が別表第二の上欄に掲げる障害によるもの程度に該当する場合には、当該障害が職務外傷病によるものであるとしたならば当該障害によるものの額から行ない、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額控除は、職務によらない障害年金の額から行なうものとする。）

用については、第一項中「別表第三に掲げる廢疾の状態にあるとき（療養の給付又は療養費の支給を受けている場合には、これら病の結果として、別表第二に掲げる廢疾の状態にあるまでの間にならないでその期間を経過した時に、その職務外傷病の給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおならないでその期

三 権利を有していたいた退職年金（退職年金を受ける権利を有しているなかつた者及び再び組合員となつてゐた者について、その死亡のときに退職したものとみなしあるし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五と十に相当する額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合平均標準給与の年額の百分之十に相当する額（組合員期間が十年をこえるときは、そのことによる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額）

四 組合員期間が十年未満の者で職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をとるべきは、これを二万一千三百六十円より少ないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の六七・七とされるときは、当該金額とする。

次の方に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた場合における退職年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、当該金額とする。

者(第三十六条第三項ただし書)第
三十九条の第二第三項において準用
する場合を含む。)の規定により定
める額を返観した者を除く。)である
場合には、その者の遺族に支給さ
れる遺族年金の年額は、前二項の規
定にかかわらず、当該各号に掲
げる額とする。

一 第一項第一号に規定する者
前二項の規定により算定した遺
族年金の額からその者に係る第
三十六条第三項本文(第三十九
条の二第三項において準用する
場合を含む。以下この項にお
いて同じ。)の政令で定めるところ
により算定した額を控除した
額

二 第一項第二号に規定する者
同号に掲げる額(その額が二万
一千三百六十円からその者に係
る第三十六条第三項本文の政令
で定めるところにより算定した
額の百分の五十に相当する額を
控除した額より少ないときは、
当該金額)

三 第一項第三号又は第四号に規
定する者 前二項の規定により
算定した遺族年金の額からその
者に係る第三十六条第三項本文
の政令で定めるところにより算
定した額の百分の五十に相当す
る額を控除した額

(遺族年金の停止)

第四十七条 夫、父母又は祖父母に
対する遺族年金は、その者が五十
五歳に達するまでは、その支給を
停止する。ただし、別表第二の上
欄に掲げる程度の痴疾の状態にあ

る場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第四十八条の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条中第二号から第四号までを次のよう改める。

二 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

三 死亡した組合員であつた者の三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者の親族関係が離縁によつて終了したとき。

第五十条に次の二号を加える。

五 子又は孫(別表第一の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるものを除く)が十八歳に達したとき。

六 別表第一の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けいていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条の次に次の二条を加える。

(職務による遺族年金と遺族補償との調整)

組合員期間が十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者（組合員期間が十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者を含む。）が職務上傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。ただし、当該遺族が第四十六条第一項第四号の遺族年金の支給を受ける権利を有することとなるときは、この限りでない。

第五十条第二項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加える。

第五十条の二第二項中「その者の同条第一項の規定に該当する資格喪失の日の前日」を「その者につき同項の退職一時金の給付事由が生じた日」に改める。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

第五十一条及び第五十二条 削除

第五十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前二項の」に改め、「組合員の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の掛金の徴収は、組合員又は任意継続組合員の資格を取得し失した日の前日からその資格を喪失した日の属する月からその月までの各月につき、するものとする。この場合において、組合員又は任意

級		廢疾度の 程	支給率	最低保障額
		(1)の (職務) (外の 職務)	(2)の (職務) (外の 職務)	
一	一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたも 度の障害を有するもの	一 二 三 四 五 六 七 八	一 二 三 四 五 六 七 八	三二〇日 三五〇日 三八〇日 四一〇日 四五五日 四八〇日 五一五日 四一〇日
二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じたも 度の障害を有するもの			

別表第一

別表第二及び第三を次のように改める。

三																			二																																
七	六	五	四	三	二	一																																													
長管状骨に仮関節を残し、運動機能に を廃したもの	脛柱の機能に著しい障害を残すもの を廃したもの	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残 すもの	両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの で、通常の話声を解することができない程度に減じたもの	両耳の聴力が四〇センチメートル以上 では通常の話声を解することができない程度に減じたもの	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの で、通常の話声を解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能を廃したもの を廃したるもの	脊柱の機能に高度の障害を残すもの を廃したもの	上肢を腕関節以上で失つたもの を廃したもの	下肢を足関節以上で失つたもの を廃したもの	上肢の用を全く廃したもの を廃したもの	下肢の用を全く廃したもの を廃したもの	両上肢のすべての指の用を廃したもの を廃したもの	両下肢をリストラン関節以上で失つた もの	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの を廃したもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機 能に、労働が高度の制限を受けるか、 又は労働に高度の制限を加えることを 必要とする程度の障害を残すもの 精神に、労働することを不能ならしめ る程度の障害を残すもの	傷病がなおらないで、身体の機能又は 精神に、労働が高度の制限を受けるか、 又は労働に高度の制限を加えることを 必要とする程度の障害を有するもの	一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 ○	級	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一〇円	三五、五二〇円	〇・四	〇・六	二

著しい障害を残すもの

一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を失したもの

○・四

○・三
一九、八二四円

失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節(第一趾にありては足趾関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を失したもの

○・四

○・三
一九、八二四円

この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものによる。

別表第三

番号	廢	疾	の	状	態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの				
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの				
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの				
四	両眼による視野が二分の二以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの				
五	両眼の調節機能及び轉輾機能に著しい障害を残すもの				
六	一耳の聽力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの				
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの				
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの				
九	脊柱の機能に障害を残すもの				
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの				
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの				
一二	一下肢を二センチメートル以上短縮したもの				
一三	長骨状骨に著しい転位変形を残すもの				
一四	一上肢の二指以上を失つたもの				
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの				
一六	一上肢の三指以上の用を失したもの				
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を失したもの				
一八	一上肢のおや指の用を失したもの				
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの				
二〇	一上肢の五趾の用を失したもの				

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものといふ。
- 三 指の用を廢したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廢したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を

備考 別表第二の備考一から五までに同じ。

前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日へ以下「施行

(標準給与に関する経過措置)

第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧法」という。)第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」とい

う。)第二十条第一項の規定の例によ

規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の月額となるまでの間は、五万一千円とする。

(給付に関する経過措置)

第三条 新法の給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関する必要な事項は、次条から附則第二十一条までに定めるところによる。

(定義)

第四条 この条から附則第二十条まで及び附則第二十四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それら当該各号に定めるところによる。

一 旧法組合員期間 旧法第十八条の規定の例により計算した施

行日の前日の属する月以前の組合員であつた期間とみなされる期間(以下「前日」を含む)をいう。

二 新法組合員期間 新法第十八条の規定の例により計算した施

行日の前日の属する月の翌月以後の組合員期間をいう。

三 更新組合員 施行日の前日に組合員又は任意継続組合員であるものをいう。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額(一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額)の十二分の一に相当する額をい

う。

五 新法の平均標準給与の年額 新法の平均標準給与の月額の十二分の一に相当する額をい

う。

六 旧法の平均標準給与の月額 旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

う。

七 新法の平均標準給与の月額 新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

う。

八 旧法の平均標準給与の日額 旧法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

九 新法の平均標準給与の日額 新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

第五条 施行日前に給付事由が生じた場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、当該期間

の各月における標準給与の月額は旧法第二十条の規定の例によ

るものとして算定した額の十二倍に相当する額(その額が六十

二万四千円をこえるときは、六

十二万四千円とする。)をいう。

新法の平均標準給与の年額

新法第二十二条の規定の例によ

り算定した平均標準給与の年

額(新法組合員期間が三年未

満の者については、新法組合員

期間の各月における標準給与の

端数を生じたときは、これを一

円に切り上げた額)の十二倍に

相当する額とする。)をいう。

旧法の平均標準給与の月額

旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

う。

（新法の平均標準給与の月額

新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をい

う。

（新法の平均標準給与の日額

新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

（新法の平均標準給与の月額

新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

（新法の平均標準給与の日額

新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

（新法の平均標準給与の日額

新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をい

う。

は、この附則に別段の規定があるもののか、なお從前の例による。

(更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置)

第六条 更新組合員に係る新法第三十六条第二項に規定する退職年金の額は、同項の規定にかかるわざ、次の各号に掲げる期間に応じて当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額によ

る。

新法附則第四条第一項の規定に

より組合員であつた期間とみなさ

れる期間(以下「厚生年金保険期間」という。)を有する更新組合員

に係る第一項第一号の額は、同号

の規定にかかるわざ、同号の額か

ら、その額に厚生年金保険期間を

相当する額の合算額を除して得た割合

を乗じて算定した額の百分の二十

（組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

があるときは、これを切り捨てて、同項第二号の期間に加算するものとする。

新法附則第四条第一項の規定に

より組合員であつた期間とみなさ

れる期間(以下「厚生年金保険期間」という。)を有する更新組合員

に係る第一項第一号の額は、同号

の規定にかかるわざ、同号の額か

ら、その額に厚生年金保険期間を

相当する額の合算額を除して得た割合

を乗じて算定した額の百分の二十

（組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

百分の二十に乘じて算出した比

率。附則第十二条第二項において

同一の組合の成立の日ににおけるその者

の標準給与の月額が一万八千円を

こえる場合は、当該月額を

一万八千円で除して得た割合を

年金とみなして新法第三十九条の二及び附則第十三条又は新法第四十一条の規定により算定した額とする。
前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金（以下この条において「従前の障害年金」といふ。）の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、従前の障害年金の基礎となつた廃疾が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして旧法の規定の例により算定した額。第四項において同じ。）に次ぎの各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないとときは、前項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧法組合員期間（従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。第三号において同じ。）で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのものの、その年数一年につき算して十年をこえ二十年に達するまでのもの、その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

三 旧法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び第一号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそこらる期間、その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額。

四 新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前三号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそこらる期間、その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額。

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てて、同項第二号又は第三号の時間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間(これに加算する期間があるときは、これを計算した期間)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てて、同項第四号の期間に加算するものとする。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額(旧法第三十九条第四項において準用する旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除し

(更新組合員に係る遺族年金の額に
に関する経過措置)

第十六条 更新組合員に係る新法第四十六
条第一項第一号の規定による遺族年
金の額は、同号の規定にかかわらず、
附則第十三条第一項各号の期間に
応じ当該各号に掲げる額の合算額
とする。

2 更新組合員に係る新法第四十六
条第一項第三号の規定による遺族年
金の額は、同号の規定にかかわらず、
附則第六条の規定の例によ
り算定した額の百分の五十に相当
する額とする。
(遺族年金の失権及び転給に
する経過措置)

第十七条 旧法の規定による遺族年
金を受ける権利を有する者が從前
の例によるとすればその権利を生
うこととなる場合において、新法
第四十八条の規定を適用するとし
たならばその権利を失わないとき
は、附則第五条の規定にかかわら
ず、新法第四十八条の規定に
よる。

(更新組合員に係る遺族一時金の
受給資格にに関する経過措置)

第十八条 旧法組合員期間が六月以
上であり、かつ、当該期間とこれ
に引き続く新法組合員期間とを全

(更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置)
第十九条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十条の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の規定の例により算定した額と同額とする。
(再就職者に関する経過措置)
第二十条 附則第六条、第七条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、次に掲げる者に準用する。
一 更新組合員であつた者で、再び組合員となつたもの
二 旧法組合員期間を有する者で、施行日以後に組合員となつたもの(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)
(政令への委任)
第二十一条 この附則に規定するもののはか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。
(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第一項中「又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和

り、「場合」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」の規定による職務による障害年金を受けることがでる場合（同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）を、「当該障害年金」の下に「又は当該職務による障害年金」を加える。
（通算年金通則法の一部改正）
第二十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意組合組合員であつた期間にあつては、六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては」を「船員保険の被保険者であつた期間にあつては」に改める。
（通算年金通則法の一項改正に関する経過措置）
第二十四条 旧法組合員期間が六月以上一年未満の又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員の通算対象期間を合算する場合には、前条の規定による改正後の通算年金通則法第六条第二項の規定にかかるわらず、当該旧法組合員期間又は合算した期間は、通算対象期間に算入する。

